

日本共産党の山本伸裕です。議案19号、平成27年度熊本県一般会計補正予算に対する質疑を行ないます。

本予算は国の平成27年度補正予算に対応し、TPP関連政策大綱実現に向けた施策として85億6,800万円余の補正が計上されております。内容は認定農業者、集落営農組織に対する経営発展に向けた助成、収益力向上に計画的に取り組む産地への施設整備に対する助成、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するための施設整備、農地集積促進のための基盤整備、木材競争力強化のための施設整備であります。

もちろん生産者からの要望の反映という部分もあり、私も単純に反対するものではありません。ただ私が疑問に思うのは、そもそもまだ国会で批准もしていないという段階なのに、知事が議案説明の際に「国難の中にもチャンスが見いだせないか」と強調しておられますように、すでにTPP参加を当然の前提のように受け入れているのではないかという点であります。まずやるべきことは、2013年国会決議との整合性をたずねることです。重要5品目の3割の関税が撤廃されるというのは、明らかに国会決議違反であります。国会決議との整合性が取れなければ、同じ国会で批准などできるはずはありません。他のTPP参加国でもアメリカを筆頭に国内の反対論が強く、簡単に批准できるような状況ではないというのに、日本だけが政府の参加前のめり姿勢を追認するようなことでよいのでしょうか。質問の第一ですが、ぜひ熊本県におかれましては国会決議との整合性をまず政府に厳しくただしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

政府はTPPによる国内への影響試算を発表しましたが、2年前に3兆円減少するとしていた農林水産物の生産額は1300億から2100億円の減少と、前回試算よりも大幅にマイナス幅が縮小しました。農林水産物の生産金額は減少するが、国内対策を講じるので生産量の減少も食料自給率の低下もないとのことです。しかし東大大学院の鈴木宜弘教授は、TPPによってGDPはほとんど増えず、農林水産物では1兆円を超える被害が出るとの試算をされています。政府の試算となぜこんなに大きな開きが出ているのでしょうか。そこで2点目の質問ですが、熊本県としては鈴木教授に問い合わせ、政府との影響額の計算方法とどういう点が異なるのか、その計算式で行くならば熊本県の影響額はどうなるのか、問い合わせたうえ、科学的客観的に影響予測をたてる必要があるのでしょうか。以上2点、農林水産部長にお尋ねします。

鈴木教授による影響試算は農業協同組合新聞で紹介されています。一例として養豚経営につい

て、飼養頭数の規模ごとに影響額を試算されています。それによると、T P P 発効後は 2,000 頭以上の大規模農場も含め、すべて赤字経営に陥ると。さらに T P P 対策として赤字の補てん割合を 9 割に引き上げる対策が実施されたとしても、黒字経営に転換するのは飼養頭数 2,000 頭以上の階層だけだとのこと。この試算をあてはめるならば、県内養豚農家で経営が成り立つのはわずか 35 軒、85% の養豚農家は赤字となります。文字通り県内の養豚農家は壊滅的被害を受ける状況となります。もしこの試算が正確だということになると恐ろしいことです。ぜひ県としても早急な検証をお願いしたいと思います。

いま国も県も、攻めの農業という旗印の下、農地集積だ規模拡大だ法人化だということを進めておられます。従来の家族経営は淘汰されていかざるを得ません。一方企業が手を出さないような非効率な中山間地は原野に戻していく。それが T P P 参加を前提とした今の農業政策の方向であります。たとえ零細規模の家族経営が壊滅しても、条件のよい農地で大手の流通企業などが参入をして農業経営をおこなって、その所得が倍になったら所得倍増の目標達成だとなるわけがあります。しかし家族が代々大切に守ってきた田畑も、地域の伝統も、文化も、コミュニティーも壊して、それで地域の繁栄といえるのでしょうか。

わたしは T P P が日本と熊本の農業に及ぼす影響というものをいま本当に真剣に考え、食と地域の暮らしを守る取り組みを進めるべきだということを申し上げたいと思います。

さらに、T P P は工業製品やサービス、食の安全、投資や金融、政府調達、著作権、労働などあらゆる分野を対象にしています。多国籍企業の都合に合わせ、国の在り方そのものが大きく変えられてしまうこととなります。地域経済においても、農林水産業はもとより、地域の疲弊を決定的に進めることにつながりかねません。地方自治体業務にかかわるものとして公契約、公共調達の市場開放問題があります。学校給食、地元からの原材料調達、地元雇用採用などにも大きな影響が及ぶことが懸念されます。熊本県は平成 25 年 3 月に T P P 協定に係る情報連絡本部を設置。昨年 10 月には大筋合意を受けて同対策本部を設置しました。本部長である知事が必要に応じて招集するとなっていますが、立ち上げ会議以降一度も開催されておられません。北海道では同じく知事を本部長とする対策本部会議が既に 7 回にわたって開催されております。T P P 問題を国難という強い表現で取り上げておられる蒲島知事であります。国難といってもこれは人災であり、自然災害と違い未然に食い止めることもできるわけがありますから、さらなる対応の強化をお願いして質疑とします。